

熊本市上下水道総合管理システム端末・プリンタ等機器賃貸借仕様書等に対する質問への回答

項番	質問 受領日	資料名	頁	行	仕様書等の記載内容	質問	質問理由	質問 回答日	回答内容
1	1月12日	仕様書	18	15	受注者は既存配置場所または発注者が指示する場所において情報の復元が困難な状態にすること	賃貸借契約満了後、発注者によって機器を一か所に集めて頂くことは可能でしょうか。	賃貸借契約満了後の撤去費用積算の為。	1月13日	賃貸借期間満了後にデータ消去をする際の機器の移動については、次回（5年後）の契約を結んだときの受注者が機器を一か所に集めることとなります。
2	1月12日	仕様書	18	15 (ア)	記憶媒体をいずれかの手法により、情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88Rev.1 Clearレベル以上）とすること。	データ消去方法については物理的方法による破壊（Destroyレベル）でも問題ないでしょうか。	賃貸借契約満了後の撤去費用積算の為。	1月13日	データ消去方法については、既存配置場所（本局内）で分解・粉碎・溶解・焼却・裁断などによる物理的方法による破壊（NISTSP800-88Rev.1 Destroy（破壊）レベル）が可能であれば問題ありません。既存配置場所（本局内）で物理的方法による破壊（Destroyレベル）ができない場合は、既存配置場所（本局内）で情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88Rev.1 Clearレベル以上）にさせていただき、仕様書第18項第15行（イ）に記載のとおり任意の場所で、情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88Rev.1 Purgeレベル以上）にする必要があります。